

沖縄における公共建築の設計にあたっての「景観検討の手引き」作成について

ながはま まさあき
営繕課 ○長浜 政明

1. 目的

「美しい国づくり政策大綱」の美しい国づくりのための施策展開に、公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムを確立することが位置付けられ、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が策定された。沖縄総合事務局においてもその実施要領となる「沖縄総合事務局・景観検討の基本方針（案）」を平成21年度に策定し、平成22年度より基本方針に基づき、各施設において計画段階から・設計・施工・維持管理段階まで一貫した景観形成の考え方のもとに事業を進めていくため、景観に関する情報や各検討段階での検討内容・体制等を取りまとめた景観カルテを作成するなど、平成22年度より所管事業について景観検討の試行を開始している。

一方、景観カルテ作成を含む景観検討にあたっては、事業対象地域における景観関連の各種計画や施設特性等を把握したうえで、景観上配慮すべき事項や課題等を整理し、設計にどう反映させるかが重要であるが、営繕におけるこれまでの試行の結果として、設計者によっては景観検討プロセスへの理解が不十分な場合や、景観カルテ作成自体に不慣れであることなどの理由から事業間で景観検討の内容に差が生じる場合があった。

このような状況を踏まえ、景観検討手順等が的確に理解できること、一定の景観検討を踏まえた施設整備が確実に行われること、景観カルテ作成における補助ツールとして活用できること、沖縄らしくすぐれた景観形成が実現することを目標に「景観検討の手引き」を作成したので、その取り組みについて報告する。

2. 内容

- (1) 「景観検討の手引き」作成の背景と位置づけ
- (2) 「景観検討の手引き」の内容
 - ①手引きの視点
 - ②手引きの構成とその概要
- (3) 効果
- (4) 今後の課題

3. 効果

景観検討フローと検討段階毎のポイント解説及びチェックリスト活用等、「景観検討の手引き」を一つのツールとして活用することにより、以下の直接的効果・間接的効果が期待される。

- (1) 設計業務受注者の景観検討に対する意識の変化
- (2) 景観検討の水準向上と景観カルテ作成の容易化
- (3) 適切な景観形成とその良好な維持の実現

4. 今後の課題

当面の運用としては、営繕課発注の設計業務受注者を対象に使用し、その結果をもとにより効果的な活用が図られるよう改訂版を作成する予定であることから、以下について引き続き検討を行う。

- (1) 手引きを使用する側の設計事務所及び担当職員からの意見聴取による改善点の把握。
- (2) 景観アドバイザーの意見に基づいた内容の改善、および情報の更新。

将来的には、景観カルテ作成補助ツールのみにとどまらず、一般的な景観検討の手引きとして広く活用されることも念頭においている。